

令和2年度第1回世田谷区子ども・子育て会議（書面開催）の審議事項等について

1 議事

(1) 新規開園（認可）施設等の確認にかかる利用定員の設定について 資料1

審議事項：子ども・子育て支援法に基づく新規開園（認可）施設等の確認に係る利用定員の設定にあたり、子ども・子育て会議に意見聴取を行う。

根 拠：子ども・子育て支援法第77条、世田谷区子ども・子育て会議条例

補足説明：

- ・令和2年の年度途中で新規開設する施設等について、子ども・子育て支援法に基づき、利用定員の設定について、本会議にて意見聴取を行います。
- ・令和2年の年度途中開園の私立認可保育園が4件、小規模保育事業が1件あるものを地域ごとにまとめており、詳細については、別紙記載のとおりです。
- ・第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）が国の「子育て安心プラン」等に則りつつ、認可保育園等が行う支援が必要な子どもや家庭へのサポートがより一層促進されるよう「定員の弾力化枠」を除いたことを踏まえ、本資料においても弾力化枠の記載を削除し、認可定員のみ記載しています。

議事に関して、ご意見・ご質問等がございましたら、別紙、回答様式にて、令和2年6月4日（木）までに、子ども育成推進課あてにお送りください。

2 情報提供

(1) 児童相談所の運営状況等について 資料 2

補足説明：

- ・区は、令和 2 年 4 月に児童相談所を開設し、児童福祉法施行令の規定に基づく児童相談所設置市としての業務を、順次開始いたしました。現在の運営状況とともに、今年度の策定を目指す、社会的養育推進計画の策定スケジュール等を取りまとめたので、ご報告いたします。
- ・本計画の検討状況につきましては、子ども・子育て会議の場におきましても、適宜ご報告させていただきます。

(2) 令和 2 年度保育待機児童等の状況について

保育待機児童等の状況について 資料 3

補足説明：

- ・今年 4 月 1 日現在の保育待機児童の状況につきましては、私立認可保育園で 13 園、認定こども園 1 園、小規模保育事業等 2 か所、計 16 か所の新設などで、合計で 1,014 人の定員拡充に取り組む一方、区立拠点園の整備等に影響による定員の増減などで、保育施設の定員数は前年度比で 802 人の増え、20,462 人となりました。また、今年度の保育待機児童数が一番下の欄にあるとおり、ゼロとなりました。
- ・保育待機児童数ゼロの算出につきましては、この表の左の列の をご覧ください。4 月 1 日現在、保育の必要性の認定がされ、認可保育園等特定教育・保育施設の申込者で入園できない児童数が、773 人でございます。昨年度に比べ、714 人と大きく減少していますが、これは、保育施設の定員の拡充に加え、育児休業継続を希望する世帯の入園選考の見直しにより、令和 2 年 4 月入園申込者のうち育児休業の延長を希望した世帯数が 328 人確認できたことからその数を引いたこと、また、企業主導型保育事業がここ数年で 32 施設まで急増したことなどの理由により、前年度と比べ大幅に減少しています。
- ・この数から表の から を引いた数が、保育待機児童数になりますが、そのうち、「自宅から 30 分未満（半径 2km 以内）で登園可能な距離の特定教育・保育施設等に空きがありながら入所できていない児童数」が 474 人いました。4 月 1 日時点の認可及び認可外保育施設で認可保育園の 0 歳児をはじめ認証保育所など 700 人を超える空き状況があり、474 人それぞれの自宅から 2 KM 圏内に該当する年齢の空いている施設があったこととなります。
- ・これらの要因により、結果的に保育待機児童数がゼロとなっております。

今後の保育施設整備の進め方等について 資料 4

補足説明：

- ・認可保育園等の保育施設整備等の結果、保育待機児童は解消しました。しかし、1 歳児の入園申込者数の増加や希望する保育園に入園できない世帯も多く、認可保育園の利用希望者は多い状況となっています。一方で、既存施設の低年齢児クラスには空き

がありながら利用されない状況となっています。

- ・さらに、新型コロナウイルス感染症が与える状況も不透明なことから、今年度の保育施設整備の緊急取り組みと今後の保育需要の見直しについて取りまとめたのでご報告いたします。
- ・今年度からの第2期事業計画では、令和6年度までの5年間に保育想定員数23,212名分まで拡大する計画としています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月に予定しておりました第1期事業者募集を中止するなど、令和3年4月開設に向けては確保総数1,150名分に対して約49%となる約560名分に留まる見通しです。第2期事業者募集についても実施期間も延長を既に決定しているところです。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、新規の保育施設整備が厳しい状況にあること、一年前倒して保育待機児童が解消されたことを踏まえ、「3今年度の緊急取り組み」の「(1)令和3年度および令和4年度以降開園の施設整備」と「(2)保育待機児童ゼロの継続に向けた取り組み(認証保育所への支援(詳細は、資料5をご覧ください))」に記載のとおり、進めていきます。
- ・今年度からの「子ども・子育て支援事業計画」で設定した保育定員(2,3号認定)に関する各年次の達成目標と定員拡大量については、新型コロナウイルス感染症対策の見通しが立った段階で見直しに着手し、令和4年度以降の定員拡大量の改定に向け検討に入る予定としています。
- ・また、今後、法定計画である「子ども・子育て支援事業計画」の改定(調整計画)との整合性を図ってまいります

認証保育所への支援(1歳児受入促進事業の活用)について

資料5

補足説明:

- ・認証保育所は、定員に対して在園児の確保が困難となり、その結果、今後の事業の継続が厳しい状況であり、認可及び認証保育所において、0歳児の定員に空きが生じている一方、特に1歳児については、育児休業からの復帰など潜在的なニーズも含め、定員確保が急務であることから、東京都の事業を活用し、待機児童対策の推進に合わせ、認証保育所の支援を図ります。
- ・本支援事業は、「2 定員から見た欠員状況」のとおり、0歳児と1歳児で250名以上の欠員が生じているため、この欠員を活用して1歳児の定員を確保します。
- ・「4 区事業」「(1)現状と課題」のとおり、認証保育所では0歳児の補助金の単価が、1歳児に比べ4割ほど高いため、0歳児の受け入れを優先する傾向がありますが、0歳児の定員の空きが生じているため、既存施設の活用が急務となっています。
- ・こうした状況を踏まえ、区は都事業を活用し、0歳児と1歳児の単価の差額を補助する考えから、児童一人当たり月額46,000円を4月に遡り適用します。

(3) 東京都による緊急事態措置を踏まえた社会福祉施設等の対応について 資料7

補足説明：

- ・新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの社会福祉施設、保育施設、新 BOP（学童クラブ・BOP）と児童館の対応と、5月22日に国による緊急事態宣言等が解除されたことを踏まえた6月1日以降の取り扱いについて、情報提供させていただきます。
- ・また、区立小中学校および区立幼稚園・認定こども園の対応についても、情報提供させていただきます（以下、HP）。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/005/006/d00185724.html>

3 その他

(1) 家庭的保育事業等の認可等について 資料6

補足説明：

- ・例年、家庭的保育事業等の認可および変更届出の状況について、年度最終回の子ども・子育て会議で情報提供しております。
- ・昨年度は、子ども計画（第2期）後期計画の策定スケジュールの関係上、最終回の子ども・子育て会議が12月開催と前倒しになり、区が行った令和2年4月1日開設の家庭的保育事業者の認可等に関する情報提供が間に合いませんでしたので、今回、情報提供させていただきます。

(2) 「世田谷区子ども・子育て会議委員名簿」の確認について 資料8

補足説明：

- ・今年度、世田谷区立幼稚園・こども園 PTA 連絡協議会の長野委員が、杉本委員に交代されました。また、新たに NPO 法人ここよみ代表の吉原委員が就任されました。
- ・子ども・子育て会議委員について、区のホームページで公開しております。お名前、現職等の名称について、修正がありましたら、令和2年6月4日（木）までに、子ども育成推進課までお知らせください。

(3) 情報提供した内容に関して、ご質問等がございましたら、令和2年6月4日（木）までに、子ども育成推進課あてにメール等でお送りください。

【問い合わせ先】

世田谷区子ども・若者部子ども育成推進課計画担当
島川 西園

（世田谷区子ども・子育て会議事務局）

電話 03-5432-2528 Fax03-5432-3016

MAIL : SEA02236@mb.city.setagaya.tokyo.jp